

食品及び環境衛生関係の優良施設、衛生功労者及び優良従業員表彰要綱

第1 目的

食品及び環境衛生の推進のために率先して献身的に努力し、その成果が顕著であるものの功績を表彰し、公衆衛生の向上を図る。

第2 表彰の種類

(1) 種類

保健所長表彰

(2) 区分

食品衛生部門：優良施設、衛生功労者（経営者・従業員）

環境衛生部門：優良施設、衛生功労者、優良従業員

第3 表彰の対象

次に掲げる者であって、食品及び環境衛生の向上に著しく功績のあったものとする。

(1) 食品衛生法による許可営業を営む者又は届出営業者及び従業員。

(2) 営業以外の場合で学校、病院その他の施設において継続的に不特定又は多数の者に食品を提供する者及び従業員

(3) 公衆浴場、旅館、興行場、理容所、美容所、及びクリーニング所を営む者及び従業員

(4) (1)～(3)以外であって、保健所長が特に認める者

第4 表彰の選定

(1) 別に定める表彰基準に基づいて、表彰対象者を選定する。

(2) 保健所長は、第4(1)の選定に当たって、関係団体長に対して対象者の推薦を求めることができる。

第5 表彰の方法

被表彰者に別記1の表彰状を交付して行う。

第6 表彰の回数

原則2年に1回とする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

表彰状

様

あなたの営業施設は
衛生
の管理が優秀であります
これは他の模範となります
ので表彰します

令和 年 月 日

埼玉県

保健所長

表彰状

様

あなたは多年にわたり
衛生の向上に寄与されその
功績は誠に大きいものがあ
ります。これは他の模範と
なりますので表彰します。

令和 年 月 日

埼玉県

保健所長

表彰状

様

あなたは多年 営業施設
の従業員としてその業務に
尽力されましたその功績は
他の模範となりますので
表彰します

令和 年 月 日

埼玉県 保健所長